

規範項目 22

労働

機械・装置・器具等の適正な管理

使用する機械・装置・器具等は、必ず事前の点検と安全装備の確認を行い、異常がある場合には、調整又は修理を受けるなどの必要な措置をとりましょう。

取組事項

- ・ 使用する機械・装置・器具・容器・設備及び運搬車両を把握し、安全装備等の確認、衛生管理、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理を実施する。
- ・ 機械・装置・器具等の定期点検の実施記録を作成し、保存する。
- ・ 計量機器等も定期的に点検・校正を行い、その結果を記録・保存する。

【安全な機械・装置・器具の購入】

導入時は、価格や性能だけでなく安全性も考慮しましょう。中古機械は、安全キャブや安全フレーム等の安全装備の状態、取扱説明書の有無を確認し、適切な整備がされているものを購入しましょう。

【点検・整備】

使用前後の点検・整備は使用期間を延ばすだけでなく、安全に使用する上でも重要です。

- (1) 使用前には、取扱説明書を熟読し、安全装備を含めて点検を行い、操作や取扱い方法等を確認する。
- (2) 取扱説明書は、保管場所を定め、作業者がいつでも取り出して読める状態にしておく。
- (3) 点検後、異常がある場合は、整備又は修理を受けるまでは使用しない。
- (4) 指定された定期交換部品の交換を忘れずに行う。
- (5) 点検・整備記録を作成し、保存する。
- (6) 法令に基づく点検を必ず受け、法令の規定がなくても、年1回の点検を行う。
- (7) 使用後は、速やかに清掃し、屑、泥、ほこりの除去等、衛生管理にも配慮する。

【格納庫】

格納庫は、出入口の高さや幅、天井の高さ、床面積を確保し、点検・整備の際のスペースも考慮して、床面を舗装しましょう。また、内部は十分な明るさが得られるように電灯を設置し、常に換気ができるよう、換気窓や換気扇等を設置しましょう。

【機械の保管】

- (1) 保管時の事故防止のため、機械の昇降部は下げておく。
- (2) 鍵は、必ず外して所定の場所に保管する。
- (3) 搭載式やけん引式の作業機は、機体を安定させるためのスタンド等が付属している場合は必ず使用し、これ以外の作業機でも、着脱や格納庫内での整備を安全に行うため、キャスター付きパレットに載せる。

【その他】

計量機器も定期的な点検・校正を行い、法令に基づく定期検査を受けましょう。

ボイラー及び圧力容器を設置・使用する場合は、法令に基づき必要な届出や取扱作業主任者を設置し、定期自主検査の実施と検査記録の作成・保存（保存期間：3年間）が必要です。



図1 配電器具の管理

配電器具も破損等がないように、定期的に点検、修繕を行う。



図2 機械の取扱注意事項の管理

破損や汚れがないように管理し、始動前に指差し確認を行う。



図3 計量機器の準備

定期検査を行い、誤って他の用途に使用することがないように、「農薬用」等の識別をする。



図4 点検・整備記録の作成・保存

いつでも点検・整備の実施状況を確認できるよう、点検・整備記録を作成・保存する。

出典：農林水産省国際水準GAPガイドライン（指導マニュアル）

【根拠法令等】

- ・農作業安全のための指針（平成13年度農林水産省公表）
- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（共通規範）（令和2年度農林水産省公表）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成16年度農林水産省通知）
- ・計量法（平成4年法律第51号）



規範項目 23

労働

機械・装置・器具等の適正な使用

機械等を取扱う際は、各種法令に従い、使い慣れていても取扱説明書を十分に理解して、適切に使用することが重要です。また、機種に応じた運転免許の取得など、必要な手続きを実施した上で、使用しましょう。

取組事項

- ・ 機械等の緊急時の対応（動力遮断方法等）を確認しておく。
- ・ 機械等の機種に応じた運転免許やナンバープレートを取得する。
- ・ トラクターの公道走行やドローン等の飛行に係る手続きを適切に行う。

【乗用型・歩行型機械の安全使用】

- (1) 緊急時に備えて、全作業員で動力遮断方法やエンジンの停止方法などを確認しておく。
- (2) 機械の始動前に、付近の人の状況と駐車ブレーキがかかっていることを確認してから始動する。
- (3) 乗用型トラクターは、必ずシートベルトを着用する。
- (4) 乗用型トラクターは、耕うん等の作業時以外には必ず左右ブレーキを連結する。
- (5) 歩行型トラクターの後進時は、路面状態や後方を確認し、エンジンの回転速度を下げ、ゆっくりと主クランチをつなぐ。
- (6) 作業機への巻付き、詰まり等を除去する際には、必ずエンジンを停止して行う。
- (7) 作業機の着脱作業は、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、必ずスタンド等を使用して行う。
- (8) 道路運送車両法で規定する保安基準に適合しない機械は、運搬車による移動をする。

【運転免許】

トラクターで公道を走行する場合には、道路交通法により自動車運転免許が必要です。免許の種類は大型特殊自動車、小型特殊自動車ですが、トラクターの大きさと最高速度で区分されます。

長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下、最高速度15km/h以下の全ての条件を満たす場合は小型特殊自動車免許が、1つでも条件を超えれば大型特殊免許が必要になります。

また、トラクターにけん引車両を装着し、車両総重量が750kg以上の車両をけん引する場合は、大型特殊免許のほか、けん引免許も必要です。

【ナンバープレート】

車両区分が「小型特殊自動車」の場合、地方税法に基づき、納税標識（ナンバープレート）の交付申請及び道路走行の可否に限らず車両への取付義務が定められています。車両区分が「大型特殊自動車」の場合、道路運送車両法に基づき、管轄の運輸支局へ自動車登録番号標（ナンバープレート）の交付申請及び車両への取付義務が定められています。

(1) ロータリー等直装式作業機を装着しての公道走行

(2) けん引式農作業機を装着しての公道走行

※詳細は、以下、農林水産省HP(作業機付きトラクターの公道走行について)を確認してください。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html#1guide

(1) 使用前の手続き

※詳細は、以下、国土交通省HP(無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルール)を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

(2) 飛行時の留意点

飛行前には、飛行場所周辺の建物や樹木、電線等の架線の位置を確認し、操作中は作業者や周辺住民に危被害が生じないよう、農林水産省の「マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」に定めている安全対策を徹底しましょう(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/attach/pdf/drone-4.pdf>)

	小型特殊自動車	大型特殊自動車
道路交通法	長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下 最高速度 15km/h以下 上の条件を全て満たすもの	左の条件を一つでも 超えるもの
道路運送車両法	最高速度 35km/h未満 車検不要	最高速度 35km/h以上 車検必要
地方税法	道路走行には市町村交付の ナンバープレートが必要	道路走行には陸運支局 (自動車検査登録事務所) 交付のナンバープレートが 必要

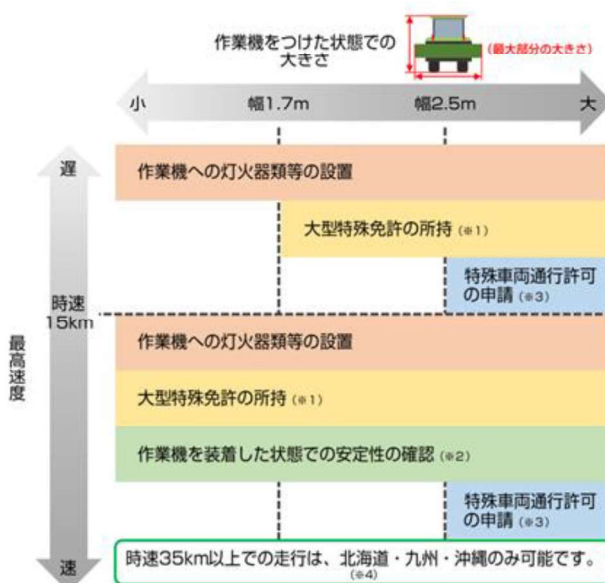


図 作業機を装着・けん引したトラクターが公道を走行するための対応例 出典：農林水産省HP

- ・農作業安全のための指針(平成13年度農林水産省公表)
- ・個別農業機械別留意事項(平成13年度農林水産省公表)
- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)
- ・道路法(昭和27年法律第180号)
- ・道路運送車両法(昭和26年法律第185号)
- ・航空法(昭和27年法律第231号)